

助成事業手続きの流れ（事業中止の場合）

下図のうち **□** で示した部分が、事業を実施する団体が行う手続きとなります。

実施時期	手続き	留意事項
6年3月	①募集通知発出	<p>※<u>今年度の募集要領をよく確認し、不備の無いようにしてください。</u></p>
6年4月中	②申請 (4/1~4/30)	
6年5月下旬	③選考委員会審査	<p>当該年度における応募申請の受付は年度内1回のみです。4月末までに申請してください。 下記アからエの提出物を揃え、事務局あてにメールにて送付してください。</p> <p>ア 助成申請書（別記様式第1号） イ 事業計画書 ウ 団体の規約（最新のもの） エ 団体の名簿（最新のもの）</p>
6年6月下旬	④助成決定通知 ⑤助成金振込み	
	⑥事業中止決定	各団体で判断
	⑦事業実績報告 事業中止決定後速やかに電話連絡及び報告書提出	<p>事務局へ電話連絡後、下記の提出物を事務局宛にメールにて送付（報告）してください。</p> <p>ア 助成事業実績報告書（別記様式第3号）に中止理由を記載してください。</p>
	⑧返金の通知を発出	<p>⑧の通知内で返金額と返金口座情報が記載してあるので速やかに返金してください。</p>
	⑨返金	